変更した事項
名称　小浜航路第四号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の西南西方約八・九キロメートル
北緯　二四―二〇―一三
東経　一二四―〇一―四七
変更した事項
名称　小浜航路第十二号立標
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　平成三十年二月二十三日
名称　大原航路第五号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約八・三キロメートル
北緯　二四―一八―〇六
東経　一二四―〇四―一〇
変更した事項
名称　大原航路第七号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南南西方約八・三キロメートル
北緯　二四―一八―〇六
東経　一二四―〇四―一〇
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　平成三十年二月二十三日
名称　大原航路第十四号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約一四キロメートル
北緯　二四―一六―五四
東経　一二四―〇〇―二九
記事　単せん黄光　毎四秒に一せん光
変更年月日　平成三十年二月二十三日
記事　一時撤去中のところ灯質変更のうえ復旧

変更した事項
名称　黒島北方立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約一四キロメートル
北緯　二四―一六―五三
東経　一二四―〇〇―二九
塗色及び構造　黒色球形頭標二個（縦掲）付黒地に赤横帯一本塗　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・八メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　平成三十年二月二十四日
名称　大原航路第十七号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約八・六キロメートル
北緯　二四―一五―三一
東経　一二三―五八―〇七
変更した事項
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約八・六キロメートル
北緯　二四―一五―二八
東経　一二三―五八―〇六
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　平成三十年二月二十五日
名称　大原航路第十九号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東東南東方約六・九キロメートル
北緯　二四―一五―二〇
東経　一二三―五七―〇三
変更した事項
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約六・八キロメートル
北緯　二四―一五―二〇
東経　一二三―五七―〇四
名称　大原航路第二十一号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約四・七キロメートル
北緯　二四―一五―〇六
東経　一二三―五五―三八
変更した事項
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約四・八キロメートル
北緯　二四―一五―〇六
東経　一二三―五五―三八
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　平成三十年二月二十五日
名称　伏木指向灯
位置
所在地　富山県射水市（伏木東防波堤灯台の東南東方約四〇〇メートル）
北緯　三六―四七―三一
東経　一三七―〇四―二一
変更した事項
灯質　不動白光（可航水路表示）不動緑光（左舷側表示）不動赤光（右舷側表示）
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　平成三十年二月二十六日
名称　志海苔港銭亀南防波堤灯台
位置
所在地　北海道函館市（志海苔港銭亀南防波堤外端）
北緯　四一―四五―二六
東経　一四〇―五〇―四四
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
記事　地上から構造物の頂部まで一九・〇メートル　平均水面上から灯火まで二〇・〇メートル
一　白光は、二二七・九度を中心として幅約三度で航路中央部を示す。緑光（幅約一度）及び赤光（幅約一度）は、それぞれこの左舷側及右舷側を示す。
二　夜間、指向灯の位置を示すため、標示灯（単せん黄光　明三秒に一せん光　平均水面上から灯火まで二三メートル）を点ずる。
変更年月日　平成三十年二月二十七日
名称　滑川港防波堤灯台
位置
所在地　富山県滑川市（滑川港防波堤外端）
北緯　三六―四六―三八
東経　一三七―二〇―三七
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三・〇メートル
変更年月日　平成三十年二月二十八日

○環境省告示第三十一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、公害医療機関の療養に関する規程（昭和四十九年八月環境庁告示第四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

環境大臣　中川　雅治